

IV 第5期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

1 実態・意識調査について

<アンケート調査>

成 果

- ・第4期までの調査と同様、第5期においても、条例制定以後の経年変化を見るために、調査項目を工夫して比較検討を行うことができた。
- ・第4期までの調査と同様、第5期においても、子どもの年代別、子ども・おとな・職員の意識の差を見ることができた。
- ・第5期の諮問事項である「子どもの成長に応じた育ちの支援について」を受けて、乳幼児期の子どもの育ちを、親の実態・意識から把握するために、子どもの有無をたずねるフェイスシート部分の選択肢を従来より詳細にすることで、「0～2歳の子どもがいる親」「3～5歳の子どもがいる親」を抽出して分析することができた。
同様に、おとなへの入り口にたつ若者の実態・意識を把握するために、18歳以上を調査対象とするおとなの質問紙内容について、従来子育て世代以上のおとなを想定した項目に偏っていた選択肢を抜本的に見直したことで、若者世代の抱える悩みを把握することができた。
- ・「悩みを話せる人が少なくとも1人いるか」という質問への回答別にクロス集計することで、子ども・おとな・職員の問題状況を把握することができた。「悩みを話せる人が少なくとも1人いるか」を尋ねる質問項目が、実態把握をする上で大変有効であることが確認できた。
- ・同様に、子育て中のおとなに対して「子どもへの虐待経験の有無」を尋ねる質問、また「自身が子ども時代の虐待経験の有無」を尋ねる質問についても、回答別にクロス集計した結果を分析することで、特に支援の必要なおとなの子育て実態を浮かび上がらせることができたという点で、大変有効であることが確認できた。

課 題

- ・子どもの有無をたずねるおとなのフェイスシート部分の選択肢に、「現在妊娠中である」を加えることで、妊娠・周産期の親の実態・意識を抽出できるよう調査票を工夫する必要がある。

<ヒアリング調査>

成 果

- ・アンケートでは把握しきれない個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を十分把握するために、ヒアリング部会をつくり、委員が直接足を運びヒアリング調査を実施した。その中で補足的に子どもたちの葛藤を生で感じ、置かれている環境の違いからくる生き方、考え方の違いを実感できた。また、あわせて「自己評価」に関連したアンケートを実施し、これを集計した。

- ・「児童養護施設等に入所している子ども」に関しては、これまで実施してきた児童養護施設、児童相談所一時保護所に加えて、児童自立援助ホームにおける子どものヒアリングを実施することができた。
- ・「多様な文化的背景をもつ子ども」に関しては、日本語の学習サポート教室で、年齢及び国籍においてより広い子どもからヒアリング調査を行うことができた。これを通じて、新渡日の子どもの実情を垣間見ることができた。
- ・第3期子どもの権利委員会で課題となっていた「障がいのある子ども」や「不登校の子ども」に対し委員が直接聴き取ることが実現した。
- ・子どもたちから率直に意見を聴くことを通じ、子どもたちが置かれている現状と子どもの権利の広報・啓発に関する考えや意見について、把握することができた。そのなかで、「学校等で、普及啓発に取り組むことが効果的である」という意見が多く聞かれた。

課 題

- ・時間的、人間的な限界があるなかで、ヒアリングの対象と方法を検討・整理する必要がある。
- ・「障がいのある子ども」へのヒアリングにおいては、質問項目や言葉遣いなどその方法を検討する必要がある。また、障がいのある子どもにとどまらず、学校関係者や相談機関の担当者、保護者からのヒアリングの実施も視野に入れ検討する。「不登校の子ども」へのヒアリングにおいては、子どもの緊張への配慮の工夫が必要である。
- ・「乳幼児」へのヒアリングの必要性が委員会のなかで議論されたが、実施できなかった。今後は、乳幼児へのヒアリング手法を検討するとともに、乳幼児に関わっているおとなへのヒアリングの実施について検討する。
- ・ヒアリングに際して「自己評価」に関連する項目を用いたが、集計するにとどめ、その分析に関しては、今後の検討課題である。
- ・アンケート調査の裏づけを図るために、いわゆる普通に学校に通っている多数の子どもに対するヒアリングを行うことも必要である。児童会役員、生徒会役員対象でも構わないが、条例に基づき子どもにきちんと向き合っているおとながいるということ、子どもに理解してもらい取り組みが重要かつ必要である。
- ・「学校等で、普及啓発に取り組むことが効果的である」という意見がヒアリングから出されたものの、効果的な学校での普及啓発の方法については議論を深めることができなかった。教育現場に「普及啓発するように」と働きかけるだけでなく、現場とのヒアリングおよび具体策の提示のあり方についての検討が必要である。

2 施策の検証について

<子どもとの対話>

成 果

- ・第4期の委員会報告書において課題とされた「学校での対話」を実施することができた。
- ・「子どもの居場所」が大きなテーマの1つとなっていたところ、子どもと直接対話できただけでなく、他の生徒やスタッフとの会話、勉強の様子等、「居場所」における子ども達の姿を直接観察することができた。
- ・対話によって、学校生活や家庭生活、自身の将来等に対する考えを聞くことができた他、近時の選挙権年齢の引き下げや子どもに関する川崎市の施策等についても様々な意見を聞くことができた。

課 題

- ・高校のカフェスペースを利用する生徒との対話を実施することができたが、例えば、同所の利用を考えていない生徒や、利用したいと考えていても実際に利用していない生徒との対話もできれば、より子どもの居場所に対する多面的な評価が可能であったように思われる。同所を利用する生徒はみな同所に対して極めて肯定的な意見を持っていたが、逆に利用したくてもできない生徒の意見も聴くことが今後の課題である。

<行政との対話>

成 果

- ・「子どもの成長に応じた育ちの支援」について検証にあたっては、子どもの時間軸に焦点を当てて、子ども施策を総合的に子どもの権利および条例の規範に従って検証する方法をとった。
- ・検証は、子どもの成長における各ステージに向けての取組を委員会が正確に叙述できるよう、その取組について、委員会から質問を示し、それに基づいて、事前に回答および資料の提供を受けた上で、これまでの例に倣い、行政とも対話を行った。行政で行われている各事業は、法律に基づくものが多く、川崎市の地方自治的な工夫を凝らして実施されるものも多く見られた。
- ・対話では、施策を把握した上で、成果と課題を、委員と施策担当者が認識を深める形で、確認をしていった。提言は、対話を通じて認識された改善すべき課題を示したものである。
- ・生まれるところから、大人になっていくところまでの子どもに関わる施策（妊婦、保護者に対する施策を含む）を、いわば縦軸として、俯瞰できたことは大きな成果であり、次のステージへのつながりに焦点を当てることで、子どもの成長という動態の中で権利保障を捉え、成果と課題について認識を相互に深め、提言を示すことができたことは成果である。

課 題

- ・対象となる施策が多岐にわたり、検証対象としては、子どもの成長において、子どもが向かう次のステージのための施策に限定をしたことから、施策全体の検証にまでは至らな

かった。それぞれのステージにおける施策の詳細な検証は今後の課題である。

- ・対話において、より実現可能な施策に向けた建設的な意見交換、共有ができるようになるまでの時間の確保や、関係の構築方法を検討していくことは引き続き課題である。

<市民との対話>

成 果

- ・「高津区子ども・子育てフェスタ」でのコーナーを設けてのアピールと対話は、「子どもの権利条例」を多くの方に知っていただく上で効果的であった。会場に条例の広報・啓発資料を展示し、幅広く自由な意見交換ができた。
- ・中原市民館での「子育てグループ」との対話（話し合い形式）では、知り合い同士ということもあり、話し合いの中で率直な意見が聞けた。
- ・対話の中で、利用者（市民）の立場からの相談窓口への要望や諸施策について具体的にご意見をいただくことができた。先にも述べたが、必ずしも行政側の想定と一致しない点もあり、「対話」の必要性を改めて認識した。

課 題

- ・実施した2回の対話とも、ある程度積極的に地域に参加されている方との対話であり、行政への具体的な要望も聞き取ることができたが、対話の中で「子どもが小さくて家にこもっている時はしんどかった」「こういうサークルで、悩みを話し合っている人は大丈夫だと思う。サークルやイベントに参加せずこもっている人が心配」のご意見が複数あった。各種相談窓口については「初対面の人には、相談しづらい」との声も多く、より相談しやすい窓口への改善施策とともに、地域の様々な市民グループなどとの協働が必要と感じた。

3 行動計画への意見について

成 果

- ・「第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づく諸施策等について担当部局が行った自己評価に対して、委員会は報告書を作成し意見を述べた。
- ・評価にあたっては、今期の視点（権利の浸透、拡充）とともに、前期権利委員会の第2次行動計画に対する評価・提案が参照の軸になり、従前の活動との連続性、継続性をはかることができた。
- ・「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」策定にあたって、考慮・検討すべき課題について意見を述べた。
- ・今期のテーマに関わって、この間、子どもの権利と密接な社会的問題や関心に留意し、より積極的に今期において重要な視点の確認に努めた。周産期を含め子ども期全体に関わる「子どもの貧困」問題や、少年事件からもあらためて「子どもの居場所」の意義が今後の行動計画や諸施策にとって重要になることを委員会全体で確認、共有した。

課題

- ・委員会活動の継続性や重視した事項（テーマ）の確認がしやすいよう、従前の委員会活動の成果や課題を整理し一覧化しておくことも大切かと思われる。新委員の意識や経緯の再確認にも通じると思われる。
- ・「行動計画」への評価や意見にあたっては、条例の理念や内容の具体的展開として評価、展望しているが、一方で施策や事業の実施の現場や市民の受け止めについて行動計画等との関係から再確認しておくことも必要かと思われる。
- ・市役所・区役所の組織改編がなされており、行動計画の実施にどのような影響を与えるかについて注視する必要がある。

4 委員会の組織・運営について

成果

- ・委員一人ひとりが得意分野を生かして役割分担し、建設的に議論することが可能な、委員間の密な対話が十分にできる運営ができた。
- ・全体のスケジュールを組み立て、各部会や分担をして進めていくことは効果的であり安心感も持てた。その中で意見・考え・感想を盛り込んで行こうという姿勢により、参加意識を維持することができた。
- ・行政との対話では「ヒアリングではなく対話である」「委員会を通して要望してほしい」という委員会の姿勢を伝えることができた。関連部署から忌憚のない意見を引き出すことができ、市民の側からも話を聞くというバランスのとれた進め方だった。

課題

- ・当事者である「子ども」をきちんと委員会として位置づけ、子どもの意見をもっと多く反映できるような組織運営を考える必要がある。調査や対話の折に意見を聴取するだけでなく、川崎市子ども会議や、地域教育会議の子ども会議を傍聴するなどして、子どもの声を聴く活動を委員会以外でも行い、それを委員会の議論に生かせるよう検討したい。
- ・条例の施策への浸透につなげるために、「条例」および「子どもの権利」の視点からの課題や解決策、目指すべき方向性などについて共有しあえる場面として、公式な役所内の関係部局とは「対話」という形で実施したが、「対話」とは別に、関係部局の担当者と意見交換できる場を年に1～2回設けることが望ましい。
- ・「担当部局」という枠だけではなく、教員を含む職員と意見交換を行う場を設けることを考えたい。
- ・委員それぞれがつながりをもつ市民の声を、委員会の議論の場にもっと持ち寄り話せる形が必要である。
- ・地域教育会議と権利委員会をお互いに傍聴するなど、より多くの市民の意見をベースに話し合いができるような工夫を検討したい。

- ・「権利条例」に関する職員研修（教員対象を含む）に委員が参加（傍聴）するなどして、実際にどのような形・内容で研修が行われているのかを確認できる場が必要である。
- ・行政と市民、それぞれの対話を効果的に活かすための方法を考える必要がある。
- ・「市民との対話」「子どもとの対話」については、直前での日程調整にならないようあらかじめスケジュール化しておくなど、工夫が必要である。